第十九条の二第一項第二号及び第十九条の二の二第三項	法第十七条	法第十九条の十四
第十九条の二第一項第二号	第十九条第二項	法第十九条の十六第一項において準用する法第十九条第二項
第十九条の二の二第三項	法第十九条第二項	法第十九条の十六第一項において準用する法第十九条第二項

（旅客名簿の写しの交付）

第二十条の十三　法第十九条の十七の規定による旅客名簿の写しの交付は、対外旅客定期航路事業の用に供する船舶の発航前までに行わなければならない。

第二節　貨物定期航路事業

第一款　貨客定期航路事業

第一目　内航貨客定期航路事業

（内航貨客定期航路事業の登録申請）

第二十一条　法第二十条第一項の規定により内航貨客定期航路事業の登録を受けようとする者（以下この条において「内航貨客定期航路事業登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した内航貨客定期航路事業登録申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　内航貨客定期航路事業登録申請者が法人である場合は、その役員の氏名

三　航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離（航路図をもつて明示すること。）

四　当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

五　当該事業の用に供する係留施設の名称及び位置

六　密接関係法人（法第二十条第二項において準用する法第十九条の七第二項第五号に規定する密接関係法人をいう。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

七　使用船舶（予備船を含む。以下同じ。）の明細（第一号様式による。）

八　当該事業の用に供する水域施設（泊地等をいう。）、陸上施設（乗降施設等をいう。）その他の輸送施設（使用船舶を除く。）の名称及び位置

九　運航日程及び運航時刻

十　運航開始予定期日

十一　特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする内航貨客定期航路事業を営もうとする場合にあつては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

2　前項の内航貨客定期航路事業登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　内航貨客定期航路事業登録申請者が法第二十条第二項において準用する法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　内航貨客定期航路事業登録申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

（新設）

（新設）

（新設）

（事業廃止の届出）

第二十一条　法第十九条の五第二項の規定により人の運送をする内航貨物定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した人の運送をする内航貨物定期航路事業廃止届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　廃止した航路

三　廃止の年月日